

精神障害者入院医療費助成要綱

（目的）

第1条 この要綱は、精神障害者が精神障害の医療を受けるため精神科病院もしくは、一般病院の併設精神科病院に入院した場合における医療費の一部を助成することによって、医療費負担の軽減を図り、もって精神障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱による医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者であって、市内に住所を有する者とする。

（1）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

第5条に定める精神障害者であること。

ただし、知的障害者を除く。

（2）国民健康保険の被保険者又は健康保険その他の社会保険（以下「社会保険」という。）の被保険者、組合員又は被扶養者であること。

（3）対象者及び対象者と世帯を一にする者の当該年度（4月から6月診療分について申請する場合は前年度）の市県民税が非課税であること。

ただし、親権者及び配偶者については、世帯を一にしていない場合においても市県民税が非課税であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法律又は条例等により医療の実施若しくは給付又は医療費の助成を受けることができる者は対象者としてしない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）

（2）母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉市条例 第12号）

（3）子どもの医療費の助成に関する条例（昭和45年千葉市条例第36号）

（4）心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年千葉市条例第29号）

（5）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）
（助成の範囲）

第 3 条 助成は、対象者が精神障害の医療のために 1 月以上入院した場合における医療費について行うものとする。ただし、いずれの場合においても、法第 2 9 条による入院措置に係る医療費については助成しない。

2 助成の額は、入院時に要した医療費のうち国民健康保険、社会保険及び医療費の一部について本人負担の規定されている法令の適用によって対象者が負担すべき額（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 5 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額及び同法第 8 5 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額及び医療費に対する附加給付があるときはその額を控除した額）の半額とする。

（助成の申請）

第 4 条 助成を受けようとする対象者は、1 月以上入院した後、精神障害者入院医療費助成申請書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（1）対象者及び対象者と世帯を一にする者の市県民税を証明する書類（ただし、親権者及び配偶者については、世帯を一にしていなくても市県民税を証明する書類を必要とする。）

（2）国民健康保険の被保険者証又は社会保険の被保険者証若しくは組合員証

（3）当該診療に係る領収書。ただし、領収書により医療費の額等が確認できない場合は、医療機関証明書（様式第 2 号）。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、前項の申請書に、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を付記しなければならない。

3 第 1 項の申請書の提出は月ごとに行うものとする。ただし、第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める添付書類は、当該年度においてすでに提出している場合は、変更があるときを除き添付を要しない。

（書類の添付の省略）

第 4 条の 2 前条第 1 項第 1 号に規定する書類の添付は、市県民税の課税

状況、生活保護受給状況及び中国残留邦人等支援受給状況について、支給額の決定に必要な範囲で調査及び確認することに対象者が同意した場合においては省略できるものとする。ただし、市外からの転入者においては、省略にあたり、地方税関係情報が必要となるすべての者からの同意について、同意書（様式第1号の2）により市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する同意書による同意を代理人が行う場合は、本人からの委任について、委任状（様式第1号の3）により市長に提出するものとする。

（助成の決定）

第5条 市長は、第4条の規定による申請に基づき助成の可否及び助成金額を決定し、精神障害者入院医療費助成可否決定通知（様式第2号）によりその旨申請者に通知する。この場合において申請者の申請内容どおりの助成を決定したときは、次条の規定による助成金の口座振込をもって通知に代えるものとする。

（助成の方法）

第6条 助成は、月を単位として、助成の申請があった日の属する月の翌月の末日までに、申請者の指定した金融機関の口座に振込むことによって行う。ただし、これによることができない場合は直接支払うことができるものとする。

（損害賠償との調整）

第7条 市長は、対象者が医療費に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において助成を行わず又はすでに助成した額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者がいるときは、その者からすでに助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第9条 この要綱により助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(助成を受ける権利の消滅)

第 10 条 この要綱により助成を受ける権利は、医療費の支払った翌月から起算し 2 年を経過したときは、消滅する。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行し、同日以後の入院治療に係る医療費の助成について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の入院治療に係る医療費の助成について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱第 3 条第 2 項の規定は、平成 2 年 4 月 1 日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱の規定は、対象者が老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）及び老人の医療費の助成に関する条例（昭和 46 年千葉市条例第 38 号）により医療費の助成を受けることができる者であるとき、並びに対象者が市内に住所を有する

者であって保護者がいないものであるときは、平成１４年４月１日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱第３条第２項の規定は、平成２１年１０月１日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２４年７月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の精神障害者入院医療費助成要綱の規定は、平成２４年７月１日以後の入院治療に係る医療費から適用し、同日前の入院治療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年３月２９日から施行する。ただし、様式第２号については、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。